



島根県報

平成17年 3 月29日 (火)
号外 第 29 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

療養の給付、育成医療の給付及び養育医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (健康推進課)

公布された条例等のあらまし

療養の給付、育成医療の給付及び養育医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則 (規則第59号)

1 規則の概要

- (1) 知事は、児童等に対する小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付を行ったときは、当該児童等又はその扶養義務者に対して、その費用の全部又は一部を医療機関に対して支払うべき旨を命ずることとした。(第 2 条関係)
- (2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付の費用の支払を要しない場合を定めることとした。(第 2 条・別表第 1 関係)
- (3) (1)により児童等又はその扶養義務者が支払うべき額は、月額によるものとし、その限度額を定めることとした。(第 3 条・別表第 2 関係)
- (4) 同一の月における自己負担額がその限度額を超える場合に、知事は、児童等又はその扶養義務者の請求に基づき当該超える額を支給することができることとした。(第 6 条・様式第 4 号関係)
- (5) 知事は、災害その他やむを得ない理由により自己負担額の全部又は一部を免除することができることとした。(第 7 条関係)
- (6) 処分をする相手方に当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等を教示することとした。(様式第 2 号・様式第 3 号関係)

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

療養の給付、育成医療の給付及び養育医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第59号

療養の給付、育成医療の給付及び養育医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

療養の給付、育成医療の給付及び養育医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則 (昭和62年島根県規則第22号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

療育の給付、育成医療の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 知事は、児童福祉法第21条の 9 の 2 の規定による児童又は児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第23条の 2 に規定する者（以下「児童等」という。）に対する同法第21条の 9 の 2 の事業（以下「小児慢性特定疾患治療研究事業」という。）の医療の給付を行ったときは、当該児童又はその扶養義務者に対して、当該医療の給付に要する費用の全部又は一部を同条に規定する医療の給付を行う医療機関に支払うよう命ずるものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 児童等が別表第 1 に掲げるいずれかの場合に該当するとき。
- (2) 児童等が血友病患者（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業（先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について（平成元年 7 月24日付け健医発第896号厚生省保健医療局長通知）に基づく事業をいう。）の対象とされている疾患にかかっている患者を含む。）であるとき。
- (3) 児童等の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯であるとき。
- (4) 生計中心者が当該年度（7月1日から翌年の6月30日をいう。）における市町村民税を課税されていない（地方税法（昭和25年法律第226号）第323条の規定により免除されている場合を含む。）とき。

第 3 条第 1 項中「前条」を「前条第 1 項又は第 2 項」に、「別表」を「別表第 2 の 1 の表又は 2 の表」に、「同表」を「これらの表」に改め、同条第 2 項中「別表」を「別表第 2 の 1 の表」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前条第 3 項の規定により児童等又はその扶養義務者が支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、月額によるものとし、その額は、児童等 1 人につき、その生計中心者を別表第 2 の 3 の表の階層区分欄に掲げる階層に区分し、同表の自己負担限度額欄に定める額を限度とする。ただし、小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付を受ける児童等の数が同一生計内において 2 人以上である場合は、その同時に給付を受けている期間に限り、そのうちの 1 人については同表の自己負担限度額欄に定める額を限度とし、その他の者については 1 人につき同欄に定める額の10分の 1 に相当する額を限度とする。

第 5 条に次の 1 項を加える。

2 知事は、自己負担額を決定し、又は変更したときは、自己負担限度額決定（変更）通知書（様式第 3 号）により児童等又はその扶養義務者に速やかに通知するものとする。

第 7 条を第 8 条とする。

第 6 条中「徴収額等」の次に「又は自己負担額」を加え、同条を第 7 条とし、第 5 条の次に次の 1 条を加える。
（自己負担額超過分の返還）

第 6 条 同一の月における自己負担額が前条第 2 項の規定により決定され、又は変更された自己負担額を超えるときは、知事は、小児慢性特定疾患自己負担額超過分返還請求書（様式第 4 号）による児童等又はその扶養義務者の請求に基づき当該超える額を支給することができる。

別表備考 1 中「（昭和25年法律第226号）」を削り、同表備考 3 中「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表に次の 1 表を加える。

3 小児慢性特定疾患治療研究事業における自己負担限度額表

階 層 区 分	自己負担限度額	
	入 院	外 来
生計中心者の前年の所得税が非課税の場合	円 2,200	円 1,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,000円以下の場合	3,400	1,700
生計中心者の前年の所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の場合	4,200	2,100
生計中心者の前年の所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の場合	5,500	2,750
生計中心者の前年の所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の場合	9,300	4,650
生計中心者の前年の所得税課税年額が140,001円以上の場合	11,500	5,750

備考

- 1 前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税の課税関係によることとする。
- 2 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

別表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 (第 2 条関係)

1 すべての疾患に関して、次に掲げる症状のいずれかが長期間（おおむね 6 月以上）継続すると認められる場合

対象部位	症 状 の 状 態
眼	眼の機能に著しい障害を有するもの（両眼の視力の和が0.04以下のもの）
聴 器	聴覚機能に著しい障害を有するもの（両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの）
上 肢	両上肢の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の用を全く廃したもの）
	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの（両上肢の全ての指を基部から欠いているもの又は両上肢の全ての指の機能を全く廃したもの）
	一上肢の機能に著しい障害を有するもの（一上肢を上腕の 2 分の 1 以上で欠くもの又は一上肢の用を全く廃したもの）
下 肢	両下肢の機能に著しい障害を有するもの（両下肢の用を全く廃したもの）
	両下肢を足関節以上で欠くもの（両下肢を足関節以上で欠くもの）
体幹・ <small>せき</small> 脊柱	1 歳以上の児童において、体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの（1 歳以上の児童において、腰掛け、正座、あぐら及び横すわりのいずれもができないもの又は臥位若しくは座位から自力のみでは立ち上がれず、他人、柱、杖その他の器物の介護若しくは補助によりはじめて立ち上がることができる程度の障害を有するもの）
肢体の機能	身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が、上記と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの（一上肢及び一下肢の用を全く廃したもの又は四肢の機能に相当程度の障害を残すもの）

2 1 に該当しない場合であって、各疾患群に関して次の項目に該当する場合

疾 患 群	項 目
悪 性 新 生 物	転移又は再発があり、濃厚な治療を行っているもの
慢 性 <small>じん</small> 腎 疾 患	血液透析又は腹膜透析（CAPD 及び持続携帯腹膜透析を含む。）を行っているもの
慢性呼吸器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの
慢 性 心 疾 患	人工呼吸管理又は酸素療法を行っているもの
先天性代謝異常	知能指数20以下又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
神 経 ・ 筋 疾 患	発達・知能指数20以下又は 1 歳以上の児童において寝たきりのもの
慢性消化器疾患	気管切開管理又は挿管を行っているもの

様式第 2 号中

「 この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して異議申立てをすることができます。」

を

「 この決定（以下「処分」といいます。）に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して異議申立てをすることができます。」

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に島根県を被告として（訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。）提起することができます（この通知書を受け取った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます（決定の送達を受けた日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

に改める。

様式第 2 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 3 号 (第 5 条関係)

自己負担限度額決定 (変更) 通知書

第 号
年 月 日

様

島根県知事

印

小児慢性特定疾患治療研究事業に係る医療の給付に要する費用について、児童福祉法第56条第 5 項の規定に基づき、あなたが医療機関に支払う自己負担限度額を下記のとおり決定 (変更) したので通知します。

記

受 診 者 氏 名		
月 額 自 己 負 担 限 度 額	外 来	円
	入 院	円
理 由		

この決定 (以下「処分」といいます。) に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、島根県を被告として (訴訟において島根県を代表する者は、島根県知事となります。) 提起することができます (この通知書を受け取った日から 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) 。ただし、前記の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます (決定の送達を受けた日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過したときは処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。) 。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

小児慢性特定疾患自己負担額超過分返還請求書

年 月 日

島根県知事 様

請求者 住 所
氏 名 (受給者との続柄) 印

次のとおり請求します。

金 円
(請求額 - 又は -)

受給者氏名	受給者番号						
疾 患 名							
加入医療保険	健保・国保・共済・船員・生保・その他						
受診券における月額自己負担限度額	入 院	円	外 来	円			
診 療 年 月	区 分	日 数	医 療 機 関 名		自 己 負 担 額 (窓口で支払った額)		
年 月	1 入院	日			円		
	2 外来						
	3 入院及び外来						
	1 入院	日			円		
	2 外来						
	3 入院及び外来						
	1 入院	日			円		
	2 外来						
	3 入院及び外来						
自 己 負 担 額 合 計					円		

備考

- 「区分」欄は、該当する番号に を付してください。
- 領収書又はその写し及び受診券の写しを添付してください。

附 則

- 1 この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の療育の給付、育成医療の給付、養育医療の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則のうち小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る支払命令に関する規定は、この規則の施行の日以後に行う小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る支払命令について適用する。

